

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5％から8％へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和5年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

（歳 入）	
地方消費税交付金（社会保障財源化分）	457,498 千円
（歳 出）	
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	457,498 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	市 債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,150,949	831,371			98,035	221,543
	乳幼児・児童医療費	94,353	13,537		79,877	288	651
	保育所運営費	326,420	478		38,712	88,112	199,118
	計	1,571,722	845,386		118,589	186,435	421,312
社会保険	国民健康保険会計繰出金	373,103	172,096		13	61,658	139,336
	介護保険会計繰出金	641,616	58,177			178,979	404,460
	計	1,014,719	230,273		13	240,637	543,796
保健衛生	予防費	127,090	46,126		10	24,834	56,120
	妊婦・乳児健康診査	19,165	935			5,592	12,638
	計	146,255	47,061		10	30,426	68,758
合 計		2,732,696	1,122,720		118,612	457,498	1,033,866